
 論 説

法人格否認に関する抵触法的考察 (1)

—ロシア法及び日本法からの ウズベキスタン法への示唆—

Davronbek UBAYDULLAEV

はじめに

- I ウズベキスタンにおける国際裁判管轄と準拠法選択—ロシアとの比較
 - 1. 国際裁判管轄の法的枠組み及びその問題点
 - 2. 準拠法選択に関する規則とその問題点
 - 3. 小括
- II ロシアにおける法人格否認に関する国際裁判管轄及び準拠法選択を巡る議論
 - 1. 法人格否認に基づく国際裁判管轄権の認容
 - 2. 準拠法選択に関する民法典の改正
 - 3. 小括

はじめに

本稿は、日本法及びロシア法から示唆を得つつ、ウズベキスタンにおける法人格否認の法理に関する国際裁判管轄及び準拠法選択について考察することを目的とする。

法人格否認の法理とは、法人格の独立性、すなわち、会社の対外活動から生じた権利・義務は会社に帰属し、かつ、会社に対し効果を生ずる財産法上の行為は会社の機関が行うとの原則を、当該事案限りで否認する法理である¹⁾。本稿では、同法理に関する抵触法（広義の国際私法）上の問題

1) 江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』〔有斐閣、2015年〕104頁。

である国際裁判管轄及び準拠法選択について検討を行う。

第一に、国際裁判管轄の問題についてである。企業の海外進出には様々な形があり、支店や営業所等は企業の一部分とされ、当該企業本体と同一の法人格を有するが、子会社は、機能的には支店等と同様な役割を果たしているとしても、本来、親会社とは別個の法人格を有するとされる。このため、企業が子会社など法人格の異なる主体を利用して海外に進出している場合には、支店などを利用して進出している場合と比較すると、法人格の相違から、活動を実際に指示している企業本体を法的に捕捉することがより困難となる²⁾。しかし、法人格否認の法理が適用される場合、法廷地裁判所は子会社の法人格を否認し、その親会社の支店・事務所とみなして、国際裁判管轄を肯定することが可能となる。

ウズベキスタンでは、外国法人の支店・事務所がウズベキスタンに登録されている場合には、当該外国法人に対し国際裁判管轄が認められる³⁾。だが、それは当該支店・事務所が正式に登録されている場合に限られ、ある地域的拠点が登録されないうまま実質的に当該外国法人の支店・事務所の役割を果たしている場合には国際裁判管轄は認められていない。また、裁判において、法人格否認の法理を利用して、国際裁判管轄を肯定することができるかどうかという点も明らかではない。そのため、将来生じ得る国際民事紛争に備え、国際裁判管轄との関係で、法人格否認の法理がどのように作用するかという点を前もって検討しておく必要性もまた高いと言える。

第二に、準拠法選択の問題についてである。法人に関する諸問題は一つの単位法律関係を構成するとされ、それらの問題について単一の準拠法を適用すべきであるという見解が現在一般的である⁴⁾。これらの問題を規律する単一の準拠法は、法人の従属法または属人法と呼ばれている⁵⁾。しかし、渉外的な法律関係は複雑であり、準拠法選択の際に、当該法律関係に法人の従属法を適用すべきか、それとも不法行為或いは契約の準拠法等の異なる連結点を用いて判断をするべきかという点は、必ずしも明らかではない。例えば、渉外的な場面において、一方の当事者により法人格否認

2) 田中美穂『多国籍企業の法的規制と責任』（大阪大学出版会、2005年）6頁。

3) Z. Esanova. Iqtisodiy protsessual huquq. Darslik. – Toshkent: TDYU, 2019. 502 bet (Z. Esanova『経済訴訟法』〔TDYU、2019年〕502頁)。

4) 溜池良夫『国際私法講義〔第3版〕』（有斐閣、2005）294頁。

5) 山田録一『国際私法（新版）』（有斐閣、2003年）226頁。

の法理が主張された場合、当該法理についてどのように準拠法選択を行うべきなのだろうか。このように、法人格否認に関する準拠法選択についても検討しておく必要性が高いと言える。

以上のような問題意識の下、本稿では、ウズベキスタン法にとって母法であるロシア法と、大陸法系でありながら法人格否認の法理の議論に優れている日本法とを参考としながら、法人格否認の法理に関し、ウズベキスタンにおける適切な国際裁判管轄と準拠法選択について検討する。

以下、第1章では、法人格否認の法理に関する国際裁判管轄と準拠法選択についての議論の出発点として、ロシア法と比較しながら、ウズベキスタン法における法的枠組みと学説における議論を概観する。次に、第2章において、ロシア法における法人格否認の法理に関する抵触法上の議論を、第3章において日本法における同法理に関する抵触法上の議論を分析する。その上で、第4章において、ロシア法及び日本法からの示唆を基として、法人格否認の法理に関する国際裁判管轄及び準拠法選択に関し、ウズベキスタンにおけるその適切な処理について検討する。

I ウズベキスタンにおける国際裁判管轄と準拠法選択 —ロシアとの比較

本章では、ウズベキスタンにおける法人に関する国際裁判管轄及び準拠法選択の法的枠組みを概観する。第1節では経済訴訟法典における国際裁判管轄について、第2節では民法典における準拠法選択の問題について分析する。その上で、それぞれの問題について、その法的枠組みを検討し、現在の学説の問題点について考察する。その際、ロシア法はウズベキスタン法に強い影響を与えているため、ロシアにおける立法及び学説も検討し、ウズベキスタン法との比較を行う。この作業は、第2章でロシア法における法人格否認の法理を検討するためにも有益なものとなる。

1. 国際裁判管轄の法的枠組み及びその問題点

本節では、まずウズベキスタンにおける法人に関する国際裁判管轄の法的枠組みとして、経済訴訟法典における国際裁判管轄の規定を確認し、そ

の問題点について考察する。次に、ロシア法とウズベキスタン法を対比しつつ、ウズベキスタン法の分析において示した問題への対応を中心に、経済訴訟法典の規定、及び、裁判例・学説における経済訴訟法典の解釈について検討を行う。

A) ウズベキスタンにおける国際裁判管轄に関する法的枠組みとその問題点

ウズベキスタン国内法は、法人に対して提起される訴えの国際裁判管轄に関する規定を民事訴訟法典 (Fuqarolik protsessual kodeksi) 及び経済訴訟法典 (Iqtisodiy protsessual kodeksi) において定めている。民事訴訟法典は、一般的な民事的法律関係から生じる紛争を規律している (民事訴訟法典 26 条)。例えば、不法行為に関する紛争や事業者・消費者間の紛争は、民事訴訟として処理されるのである。これに対し、経済訴訟法典は営業活動から生じる紛争を規律している (経済訴訟法典 25 条)。すなわち、経済訴訟における紛争当事者の双方が事業者であるか、また、当該紛争が経済訴訟法典第 30 条の定める会社に関する紛争であれば、経済訴訟として扱われる。

法人格否認の法理は、主に法人の営業活動から生じる紛争において主張されることから、以下では、経済訴訟法典における国際裁判管轄に関する規定を中心に確認する。

経済事件に関する国際裁判管轄の規定は、1997 年、ウズベキスタン経済訴訟法典 (Xo'jalik protsessual kodeksi) ⁶⁾ において初めて制定された。同法典 223 条 1 項は、被告の住所が国内にある場合、第 2 項は、支店又は事務所 (1 号)、財産所在地 (2 号)、契約債務履行地 (3 号)、不法行為地 (4 号)、不当利得地 (5 号) が国内にある場合、及び、国内裁判所を指定する管轄合意 (7 号) がある場合に、ウズベキスタン裁判所の国際裁判管轄権を認めていた。

学説上、経済訴訟法典における国際裁判管轄の規定が基本的に問題とされることはなかったが⁷⁾、2018 年に新たに制定された経済訴訟法典 239 条

6) 直訳では営業訴訟法典 (1997 年 8 月 30 日制定、1998 年 1 月 1 日施行) であり、新しく制定された法典とその名称が若干異なる。

7) Berdiyarov R.T. Xo'jalik protsessual huquqi / O'quv qo'llanma. – Toshkent: TDYuU, 2014. 225 bet (R. Berdiyarov 『経済訴訟法』 [TDYuU, 2014 年] 224 頁以下)。

において、国際裁判管轄に関する規定もまた改正された。そこでは、これまで問題とされていなかった、国内で発行された有価証券（第1項7号）、国内で生じた法的事実の認定（第1項8号）、及び、インターネットにおける国内でのサービス提供に関する訴え（第1項9号）についても、ウズベキスタン裁判所の国際裁判管轄が肯定されるようになった。また、「生じた紛争がウズベキスタンの領土と関連する場合に裁判所は管轄権を有する」という重要な規定も追加された（第2項⁸⁾。

本稿で論じる法人格否認との関係で、これらの規定については、次のような2つの問題を指摘できる。

第一に、経済訴訟法典239条1項2号は、ウズベキスタン国内に法人の支店又は事務所がある場合に国際裁判管轄を認めると定めているが、支店または事務所として正式に登録されていない機関もここに含めるかどうかという点が問題となる。すなわち、国内で営業活動を行なっている別法人が実質的に外国法人の支店・事務所の役割を果たしている場合、当該法人の法人格を否認し、この規定により国際裁判管轄を肯定することができるかどうかという点が、この規定においては明らかではない。

第二に、経済訴訟法典239条の第1項と第2項の関係についてである。同条第2項は、「生じた紛争」にどのような事件が入るかという点について具体的に述べていない。そこで、一方で、これらの規定の関係については、第1項が定めた国際裁判管轄の範囲が第2項の条件によって限定されていると解されている⁹⁾。だが、他方において、第1項において規定されていない事件についても第2項により国際裁判管轄が認められる可能性があるかどうかという点は、明らかにされていない。例えば、法人格否認の法理が適用される場合、法廷地裁判所に第1項において挙げられた管轄原因が存在しないとき、この規定により管轄権を肯定することが可能であるかどうかという問題が生じるのである。

8) 但し、改正を主導者した最高裁判所の解説において、これらの規定が置かれた具体的理由は解明されていない。参照、最高裁判所の経済事件に関する委員会副長 Baxtiyor Sayfullayev へのインタビュー（< <https://daryo.uz/2018/01/30/iqtisodiy-sudlar-faoliyatida-qanday-ozgarishlar-boladi> > 2020年5月10日最終閲覧）。

9) Z. Esanova・前掲（注3）502頁。

B) ロシア経済訴訟法典における国際裁判管轄

ロシアも、ウズベキスタンと同様に、民事紛争手続を2つの手続法、すなわち民事訴訟法典（Гражданский процессуальный кодекс）及び経済訴訟法典（Арбитражный процессуальный кодекс）において規定している。営業活動から生じる国際的紛争については、ロシア連邦経済訴訟法典における国際裁判管轄の規則が適用されるため、以下、同法を中心に論じる。

旧ソ連の経済訴訟に関する立法には、国際裁判管轄に関する規定はなかったため、ロシアにおいても、1995年に制定されたロシア連邦経済訴訟法典の第212条において、初めて国際裁判管轄の規定が制定された¹⁰⁾。同条は、被告の住所が連邦内にある場合（1項）、支店又は事務所（2項1号）、財産所在地（2号）、契約債務の履行地（3号）、不法行為地（4号）、不当利得地（5号）が連邦内にある場合、及び、管轄合意（7号）があった場合、ロシア裁判所の国際裁判管轄を認めている。

2002年に新しく制定されたロシア連邦経済訴訟法典247条は、国際裁判管轄につき、上記の規定に加えて、連邦内で発行された有価証券に関する訴え（7号）と連邦内で生じた法的事実の認定（8号）、及び、インターネットにおける連邦内でのサービス提供に関する訴え（9号）の場合と、法律関係が連邦内と密接関連性があった場合（10号）に、ロシア連邦経済裁判所の国際裁判管轄を肯定している。

第1項に述べた、1997年及び2018年に制定されたウズベキスタン経済訴訟法典における国際裁判管轄の規定は、それぞれ1995年及び2002年に制定されたロシア経済訴訟法典の国際裁判管轄の規定と同様であり、同規定はロシア法に由来している。そのため、ロシア法のウズベキスタン法に対する影響は強いと言える。

そこで、以下では、第1項で述べた問題についてのロシア法の取扱いを検討する。

第一に、支店・営業所の概念についてである。経済訴訟法典247条2号における支店及び事務所の概念は、長い間、裁判所によって正式に登録さ

10) Арбитражный процессуальный кодекс Российской Федерации от 05.05.1995 N 70-ФЗ（ロシア連邦の経済訴訟法典の制定に関する法律、1995年5月5日N 70 - FZ号、<https://yeltsin.ru/archive/act/32658/>、2020年5月30日最終閲覧）。

れた事務所(支店)のみを対象にしているとされてきた¹¹⁾。だが、ロシア最高経済裁判所幹部会 2012 年 5 月 24 日判決¹²⁾において、正式登録されていない機関もまた事務所(支店)として国際裁判管轄の対象となると判断されたのである。本判決により、法人格否認の法理が初めて適用され、同法理に基づき国際裁判管轄を肯定することもロシアでは可能となった。

第二に、ウズベキスタンにおける「関連性」との関係で、ロシアにおける「密接関連性」の規定について述べる。ロシア最高裁判所の 2017 年 6 月 27 日の総裁決定¹³⁾は、この規定につき次のように説明する。「ロシア連邦経済裁判所の管轄権に関して、原則として法的関係とロシア連邦の領土との密接関連性が要件とされるため、経済訴訟法典 247 条 1 項の規範は、この原則を考慮して解釈されるべきである」(同決定 12 項)。すなわち、密接関連性の要件は、裁判所の国際裁判管轄を定める第 247 条 1 号から 9 号までの項目にも当てはまるものであり、ロシアの領土と関連する紛争のみについてロシア裁判所の国際裁判管轄を認めている。但し、上記の総裁決定は、「経済訴訟法典 247 条 1 項において制定された規範は網羅的ではない」(12 項)というルールも付け加えており、ロシア裁判所の国際裁判管轄の範囲を経済訴訟法典 247 条 1 号から 9 号までが定める範囲よりも広く解釈しているのである。総裁決定が定めたこの二つの規則を考えれば、密接関連性の要件は、一方では第 247 条が定める管轄原因に基づく国際裁判管轄を限定する役割を果たすが、他方では、同条が制定していない場合に関してロシア裁判所の国際裁判管轄を肯定する役割も果たすこととなる。

11) 例えば、東シベリア連邦経済裁判所 2010 年 4 月 26 日判決(後掲 [注 24])および北コーカサス連邦経済裁判所 2010 年 12 月 20 日判決(後掲 [注 25])は、正式に登録された支店・事務所がロシアに存在しないため、国際裁判管轄を否定している。

12) Постановление Президиума Высшего Арбитражного Суда РФ от 24 апреля 2012 г. N 16404/11 (ロシア最高経済裁判所幹部会の 2012 年 4 月 24 日 N 16404/11 判決、<http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc&cacheid=88EDDB2BA72FDC987CDD2D82B2FF38A4&SORTTYPE=0&BASENODE=g1&ts=109185231908031659689165824&base=ARB&n=290276&rnd=210AA36424C5D1643F74875720EE1E61#13lqdl1pa1g>, 2021 年 1 月 20 日最終閲覧)。

13) Постановление Пленума Верховного Суда РФ от 27.06.2017 N 23 «О рассмотрении арбитражными судами дел по экономическим спорам, возникающим из отношений, осложненных иностранным элементом» (ロシア最高裁判所総裁の「経済裁判所における、渉外的な要素が含まれている関係から生じる経済紛争の審査に関する」2017 年 6 月 27 日 N 23 号の決定、http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_218824/, 2021 年 1 月 20 日最終閲覧)。

2. 準拠法選択に関する規則とその問題点

国際裁判管轄の問題に続いて、法人格否認に関する準拠法選択の問題も検討しよう。具体的な検討は第4章において行うが、ここでは、その背景にある準拠法選択全体の枠組みを考察する。まず、第1項では、ウズベキスタン民法典における準拠法選択の法的枠組みを概観し、学説における準拠法選択の論点を探る。これらの作業によって、現在の学説が法人格否認をどのように評価しうるのかが明らかになる。続いて、第2項では、ロシア法とウズベキスタン法を比較しながら、問題点を更に明確にする。

A) ウズベキスタンにおける準拠法選択規則とその問題点

ウズベキスタン民法典 (Fuqarolik kodeksi) 1158 条は、準拠法選択は民法典 (第 70 章及び第 71 章)、他の法律、国際条約及び国際慣行に基づいて決定されると定めている。具体的な規定として、民法典は次のように定めている。

まず、法人について、第 1176 条は、「法人の権利能力は、法人の従属法による」として、法人の権利能力が従属法によると制定している。また、第 1175 条は、「法人の準拠法は、その法人が設立された国の法による」と定め、法人の従属法という準拠法選択の問題につき、本拠地法主義ではなく設立準拠法主義を採用している。第 1175 条は強行法規であり、法人の従属法はこの規定に従って決定される¹⁴⁾。

次に、契約は、当事者の合意によって選択された国の法によって規律される (第 1189 条)。また、第 1190 条では、契約類型ごとに準拠法選択 (住所地または主要な営業活動地の法) の規定が設けられている。さらに、不法行為の準拠法に関しては、不法行為から生じる債権・債務は、不法行為が生じた国の法に基づくとされる (第 1194 条)。

以上がウズベキスタンの国内法における準拠法選択に関する法的枠組みである。次に、これらの規定に関する学説の展開とその問題点について述べる。

14) Комментарий к Гражданскому кодексу Республики Узбекистан (часть 2). Профессиональные комментарии. т. 3.— Ташкент: Министерство юстиции Республики Узбекистан, SMIASIA, 2011. С. 632 (X. Rahmonkulov·Sh. Asyanov 編『ウズベキスタン民法典注釈 (第3巻)』[SMI-ASIA, 2011] 632頁)。

本稿の観点からすれば、具体的には、次の3点の検討が必要となる。現在のウズベキスタンの学説における国際企業法の問題は主に法人の従属法の観点から論じられているため、本稿では、以下の問題のいずれについても法人の従属法との関連で論じることとする。

第一に、法人の従属法の適用範囲についてである(以下「問題1」とする)。法人の従属法によるべき問題、すなわち第1175条の適用範囲を民法典は定めていない。学説において、K. Rashidov¹⁵⁾、B. Samarxodjayev¹⁶⁾、A. Ergashev¹⁷⁾は、適用範囲を限定的に述べていないが、法人格の有無・発生・消滅、法人の種類、再編、法人の内部関係、権利能力と不法行為責任能力が、法人の従属法に照らして解決するべき問題であるとしている。

従属法の適用範囲の問題は学説ごとにそれぞれ異なっている点もあり、この問題に関する最高裁判所の総裁決定¹⁸⁾も未だ下されてはいない。しかし、法人の権利能力に関する問題は、基本的に法人の従属法に照らして判断すべきであると指摘している見解が多数であると言える。とはいえ、何れの見解も、子会社の債務に関する親会社の責任の問題(法人格否認に類似する問題)についても論じていないため、更なる検討が必要である。

第二に、法人の従属法の適用範囲の問題と関連した問題として、契約準拠法と不法行為地法または法廷地法の法人格否認の法理への適用可能性の問題がある(以下「問題2」とする)。例えば、仮に法人格否認の法理の一部の類型が従属法の適用範囲の問題であった場合、他の類型について、法人従属法以外の連結点を用いた準拠法選択は可能であろうか。

学説上は、渉外的法律関係に関し外国法に基づいて設立された法人の従属法によって、一部の準拠法選択の問題を解決することができるという指

15) X. Rahmonkulov・前掲(注14)629頁。

16) X. Rakhmankulov. Xalqaro Xususiy huquq. Toshkent-2002. "Iqtisodiyot va huquq dunyosi". [X. Rahmonkulov・他『国際私法』("Iqtisodiyot va huquq dunyosi", Tashkent-2002)] 80頁。

17) I. Rustambekov. Xalqaro xususiy huquq: Darslik. / Mualliflar jamoasi. T.: TDYU, 2019. 86 bet (I. Rustambekov 編『国際私法』[TDYU, 2019] 86頁)。

18) ウズベキスタンの司法制度の特徴である。最高裁判所の総会は、裁判所に提起される訴訟において、法律をどのように解釈すべきかについて決定する権限がある。そして、下級裁判所はその決定を判決において法源として用いている。裁判所が立法を行なっているという批判もあるが、現在、法律の解釈の問題は最高裁総会決定によって処理されているため、法の適用に関して当該決定の影響は大きいのである。

摘があるもの¹⁹⁾、論者がどのような問題を対象にしているかは明確ではなく、またその解決方法についても十分に論じられていない。また、K. Rashidov も、国際合併・買収において契約の準拠法と法人の従属法が適用される場面を区別する必要性を指摘している²⁰⁾が、問題としている合併や買収の具体的な例を挙げず、また適用される場面の区別を具体的に示していない。だが、ある具体的な問題が法人従属法の問題でない場合には、何れの準拠法選択規則の問題なのかが明らかにされなければならない。そのため、法人の従属法と他の準拠法選択について、法人格否認の法理のような具体的な問題における性質決定の検討が必要である。

以上が、ウズベキスタンにおける法人に関する準拠法選択規則についての規定及び学説である。上述の不明確性を解消する方法として、公表裁判例の解釈を参考にすることが考えられる。だが、ウズベキスタンでは、現在のところ公表される判決の数が少なく、上述の問題に関し裁判例を参考にして検討することは、現状では困難であると言わざるを得ない。

B) ロシア民法典における準拠法選択

2001年11月26日に制定されたロシア民法典（Гражданский кодекс）1202条は、ウズベキスタンと同様に、法人従属法につき設立準拠法を制定している（1項）。しかし、ウズベキスタンとは異なり、ロシア民法典は、法人の従属法の適用範囲を具体的に定めている。すなわち、①組織の法人としての法的身分、②法人の種類、③法人名の要件、④法人の設立・再編・消滅や継続といった問題、⑤権利能力の内容、⑥民事的権利の取得及び債務の承諾の手順、⑦内部関係（法人とその社員の関係を含む）、⑧責任能力、⑨法人の債務に関する構成人（社員）の責任問題が従属法の適用範囲である（2項）。

このように、第1項においてウズベキスタン法に対し指摘した法人の従属法の適用範囲（問題1）は、ロシア法においては基本的に問題とならないと言える。上述の通り、民法典1202条2項はその適用範囲を定めている。そして、法人の従属法の適用範囲を定めている同条は強行法規であるため、同条が定めている項目について他の準拠法選択が不可能であることが、学

19) X. Rakhmankulov・前掲（注16）78頁。

20) X. Rahmonkulov・前掲（注14）631頁以下。

説において指摘されている²¹⁾。また、ロシア最高裁判所の2019年7月9日の総裁決定²²⁾は、第40項において、「民法典1202条2項における法人の従属法の適用範囲に関する規定は強行法規であるため、例えば、法人の設立に関する合意や構成員の権利の執行に関する合意によって、同条が定める準拠法の規定を変更することはできない」と定めている。このように、法人の従属法は、民法典1202条2項において制定された項目にのみ適用され、かつ、これらの項目にそれ以外の準拠法を適用することはできない²³⁾。

また、法人の従属法以外の準拠法選択(問題2)については次のように言える。

民法典1202条4項は、「海外に設立された法人が主にロシア連邦の領土内において事業活動を行い、その会社の活動を決定する権限を有する構成員(社員)の責任が問題となった場合、ロシア法、又は、債権者の選択により会社の従属法が適用される」と規定している。すなわち、法人の従属法の適用範囲の問題の1つである、構成員(社員)の責任という問題(民法典1202条2項9号)について、法廷地法の適用を認めているのである。この点については、第2章においてより詳しい説明を加える。

このように、第1項において「問題1」として挙げた、ウズベキスタン民法典が法人の従属法の適用範囲を定めていない問題に関し、ロシアにおいては法人の従属法の適用範囲が立法化され、民法典1202条2項において具体的に制定されている。また、「問題2」として挙げた、具体的な問題について法人の従属法以外の準拠法選択の可能性について、ロシア法は法人の従属法だけではなく法廷地法の適用をも認めている。但し、これらの改正は、さらなる問題をも生じさせることになったため、この点についても第2章でさらに説明する。

21) Ju. Blinova は、民法典1214条のもとで株主間契約に適用される準拠法は当事者間の合意で決められるとされているが、民法典1202条2項の項目が強行法規であるため、実際に株主間契約について合意によって準拠法を選ぶことはできないと述べている (Ju. Blinova・後掲 [注23] 105頁)。

22) Постановление Пленума Верховного Суда РФ от 09.07.2019 N 24 «О применении норм международного частного права судами Российской Федерации» (ロシア最高裁判所総裁の「国際私法の適用に関する」2019年7月9日N24号の決定、http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_328771/、2020年5月31日最終閲覧)。

23) Ю.В. Блинова. Новое в коллизионном регулировании личного закона юридического лица. Алтайский юридический вестник N 2 (10) 2015 г. С. 105 (Ju. Blinova 「法人の従属法における新たな抵触規則」Altayskiy yuridicheskiy vestnik, 2 [10]号 [2015] 105頁)。

3. 小括

以上が、ウズベキスタン及びロシアにおける法人に関する国際裁判管轄及び準拠法選択に関する法的枠組みである。

本章における比較法的検討は、ウズベキスタン法が現在もロシア法の強い影響を受けていることを証明している。経済訴訟法典における国際裁判管轄の規定はその明らかな例である。そして、ウズベキスタンにおいて法人格否認の法理の適用が認められていない点や学説における議論はまだ遅れをとっているため、今後もロシア法に関する更なる検討が必要である。また、ロシア民法典が法人の従属法の適用範囲を制定している点や、最高裁判所の総裁決定により説明が加えられている点は、ウズベキスタン法においても同様な可能性があることを示していると言える。

そこで、第2章において、ロシア法における法人格否認の法理の検討を行い、裁判例・学説における議論を考察する。続いて、第3章では、ウズベキスタン及びロシアと同様に大陸法系の国である日本における規定、及び、裁判例・学説における議論の検討を行う。

II ロシアにおける法人格否認に関する国際裁判管轄及び準拠法選択を巡る議論

第1章において概観した通り、ロシア法はウズベキスタン法に強い影響を与えている。加えて、ロシア法を参照する理由として、ロシアの学説は比較的新たな展開または問題発見を行っており、立法においても問題を先駆的に解決してきたことも指摘できる。また、ロシアは旧ソ連の構成国であり、現在 CIS の加盟国でもあるから、法制度の背景や現在の法秩序においてもウズベキスタンと共通点が多い。

したがって、ロシア法における法人格否認に関する立法及び学説の検討は、ウズベキスタン法にとっても有益な示唆を提供してくれる筈である。そこで、第1節において、法人格否認に関する国際裁判管轄について検討する。続いて、第2節では、民法典が制定した準拠法選択の規定やその問題点などについて、学説を参照しながら考察する。

1. 法人格否認に基づく国際裁判管轄権の認容

ロシアでは、2012年まで、経済裁判所の実務において法人格否認の法理は否定されてきた。国際裁判管轄において法人格否認の法理が争われたことはないが、ロシア連邦内の異なる州の間での紛争において同法理の適用が主張された事例はある。例えば、東シベリア連邦経済裁判所 2010年4月26日の判決²⁴⁾は、原告X(ザバイカリエ地方法人)からの被告Y₁(プリアート共和国法人)に対する、契約債務である1.791.301ルーブルの請求について判断を下した事例である。Xは、Y₂(ザバイカリエ地方法人)の法人格を否認し、Y₁の事務所とみなして、Y₂の住所がある裁判所に、Y₁に対する請求についても裁判管轄があることを主張した。しかし、東シベリア連邦経済裁判所は、Xの請求を棄却した。裁判所は、Y₂がY₁の事務所及び支店として正式に登録されていないことを理由に、Y₂の法人格が独立していると判断したのである。北コーカサス連邦経済裁判所もまた、2010年12月20日の判決において、法人格否認の法理に基づく裁判管轄を同様に否定した²⁵⁾。

だが、ロシア最高経済裁判所の幹部会は2012年5月24日16404/11号の判決において、法人格否認の法理に基づいて経済裁判所の国際裁判管轄を肯定することは可能であると判断した。

【ロシア最高経済裁判所幹部会の2012年5月24日判決(パレクス銀行事件)】

Valeriy Kargin(ラトビア国籍)は、2007年9月26日、2008年9月17

24) Постановление ФАС Восточно-Сибирского округа от 26.04.2010 по делу N A78-8371/2009(東シベリア連邦経済裁判所の2010年4月26日N A78-8371/2009判決、<http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc&cacheid=3241F7D5F744DB5CC424ED1ACDD64EE0&SORTTYPE=0&BASENODE=30&ts=1353058032020924906055402448&base=AVS&n=58785&rnd=FABD3CEF1E2BEC1FE55802265485FD14#pjft79tysou>、2021年1月20日最終閲覧)。

25) Постановление ФАС Северо-Кавказского округа от 20.12.2010 по делу N A32-48685/2009(北コーカサス連邦経済裁判所の2010年12月20日N A 32-48685/2009判決、<http://www.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc&cacheid=F4BE5FD5256E75D2420729E185CA10DB&SORTTYPE=0&BASENODE=35&ts=1353058032025836070940617417&base=ASK&n=67261&rnd=FABD3CEF1E2BEC1FE55802265485FD14#972zibq13>、2021年1月20日最終閲覧)。

日及び2008年9月29日に、パレクス銀行（ラトビア法人）と定期預金契約を締結した。2011年1月20日、譲渡契約に基づき、Valeriy Kargin はオリンピア有限会社（ロシア法人）に、上記の定期預金契約に基づく債権を譲渡した。だが、パレクス銀行は2010年に倒産し、その後、ほとんどの資産は新しく設立されたツタデル銀行（ラトビア法人）に移転され、問題のある資産はパレクス銀行に残された。そこで、オリンピア社が、Valeriy Kargin とパレクス銀行との間の定期預金契約の解約を主張し、同契約に基づく預金の11200291,2 ラツツ（ラトビア通貨≒1911117638 円）とその利息を、パレクス銀行およびツタデル銀行に請求し、モスクワ市経済裁判所において訴えを提起した。

第1審であるモスクワ市経済裁判所は、2011年5月24日の判決において、被告側のパレクス銀行及びツタデル銀行はラトビア法人であり、ロシア連邦において正式に登録された支店又は事務所がないため、経済訴訟法典248条2号が定める不動産の所在地の要素、同法典247条2号が定める登録されている支店又は事務所の要素、同条3号が定める契約の契約債務の履行地の要素が欠けているとして、国際裁判管轄を否定した。また、第2審である第9番控訴裁判所は、2011年7月25日の判決において、原告（控訴人）の請求を却下し、原審の判断を支持した。

だが、第3審のモスクワ州連邦経済裁判所は、2011年10月24日の決定において原判決を変更し、当該事件を再度審査させるためにモスクワ市経済裁判所に差戻したのである。すなわち、モスクワ州連邦経済裁判所は、「第1審及び第2審は、経済訴訟法典248条2号と第247条2号及び3号に基づいて判断しているが、原告（控訴人）は、第247条1項1号に基づいて、すなわち、被告（被控訴人）の財産がロシア連邦内にあることを理由に、国際裁判管轄があることを主張しているのである」と述べ、原判決を変更したのである。要するに、オリンピア社の請求が経済訴訟法典247条1号に基づくものであることを理由に、第3審は国際裁判管轄を肯定した。

そこで、パレクス銀行とツタデル銀行は最高経済裁判所に上告し、モスクワ州連邦経済裁判所による実体法と手続法の解釈と適用は均一性を欠くとして、第3審判決の変更を主張した。

最高経済裁判所は、第1審及び第2審の判決は適切であると判断し、第3審の判決を変更し、ロシア連邦経済裁判所の国際裁判管轄を否定した。

最高経済裁判所は、「パレクス銀行及びツタデル銀行はロシア連邦において事務所を登録していなくても、実際に設立されていた事務所（ラトビア法人であるパレクス・アセット・マネジメント及びツタデル・アセット・マネジメントの事務所）は、パレクス銀行及びツタデル銀行の事務所であるとみなすべきである」と判示した²⁶⁾。但し、「経済訴訟法典 247 条 10 号が制定する、法律関係と密接関連性がある地の国際裁判管轄を認めるべきである。当該契約がラトビアにおいて締結され、パレクス銀行の倒産後の財産の移動もラトビアにおいて行われたのである。したがって、ロシア連邦と当該法律関係との間には関連性がないので、裁判所の国際裁判管轄を否定する」と裁判所は最終的に判断した。

この判決につき、K. Truhanov は、「裁判所の判断によって、ロシアの法適用実務において法人格否認の法理が生まれている」と述べている²⁷⁾。また、K. Truhanov は、「この判断によって、ロシア経済裁判所の国際裁判管轄が広がったのである。というのは、支店または事務所を登録せず、独立した法人を通じて営業活動を行う外国法人に対しても、国際裁判管轄が肯定される可能性があるからである」と述べている²⁸⁾。

ロシアにおける国際私法の慣行に基づいて「支店」および「事務所」という用語を解釈すると、外国法人の名称を借り、その法人のために営業活動を行なっていて、支店又は事務所の活動が同法人により管理されているという証拠があれば、両者の関係が正式に登録されていないにもかかわらず、当該支店又は事務所がその外国法人の支店又は事務所として認められ、ロシアの裁判所が国際裁判管轄を有するのである²⁹⁾。すなわち、国際条約

26) なお、最高経済裁判所が、欧州司法裁判所の先決裁定 (SAR Schotte GmbH v. Parfums Rothschild (дело № 218/86, решение от 09.12.1987) 及び Blanckaert & Willems v. Trost (дело № 139/80 от 18.03.1981)) を参考にしたことは、判決で明記されている。

27) К. Труханов, руководитель арбитражной группы компании Vegas Lex (K. Trukhanov, Vegas Lex 仲裁グループの指導者、<https://pravo.ru/review/view/77557/>、2021 年 1 月 20 日最終閲覧)。

28) К. Труханов・前掲 (注 27)。

29) В. Вайпан, Г. Вайпан, А. Ивлиева. Компетенция российского арбитражного суда рассматривать иск к иностранному юридическому лицу, действующему на территории Российской Федерации через аккредитованное представительство иностранной дочерней компании. Право и экономика. N 7, 2011. С. 76 (V. Vaipan・G. Vairan・A. Ivlieva 「外国子会社の代表事務所を通じて、ロシア連邦の領土で活動する外国法人に対する請求の審査に対するロシア経済裁判所の管轄権」法と経済、7号 [2011] 76 頁)。

における「支店」又は「事務所」という用語の解釈は、法人格否認の法理の適用を可能とし、ロシアの裁判所の国際裁判管轄も認めると解釈できると V. Vaipan・G. Vaipan・A. Ivlieva はこの判決に関して述べている³⁰⁾。

このように、最高経済裁判所は、法人格否認の法理に基づいて国際裁判管轄を肯定することを可能にした。そして、同判決は、次に述べるように、国際裁判管轄についてだけではなく、準拠法選択に関する立法や学説にも影響を与えたのである³¹⁾。

2. 準拠法選択に関する民法典の改正

ロシア民法典 1202 条 2 項 9 号の、法人の債務に関する構成員（社員）の責任問題は従属法に照らして解決されるという規定と、同法典 1202 条 4 項の、海外に設立された法人が主にロシア連邦の領土において事業活動を行う場合、その会社の活動を定める権利がある構成員（社員）の責任が問題となった場合に、ロシア法又は債権者の選択により会社の従属法が適用されるという前述の規定は、2013 年 9 月 30 日の法改正によって導入されたものである。

ロシア民法典 1202 条 2 項 9 号は、法人格否認の法理の準拠法選択を想定し、制定されたものであり、A. Asoskov の提案に基づくものである³²⁾。また、同条 4 項は、スイス国際私法典を参考に制定され、オフショア市場で設立され、ロシアにおける営業活動を行う法人を想定している³³⁾。

以下、先ず、民法典 1202 条の改正の主導者であった A. Asoskov による、渉外的法律関係において主張される法人格否認の法理の準拠法は同条 2 項 9 号及び 4 項により選択されるという議論を概観する。続いて、法人格否認の準拠法に関する同条が制定された後に、他の学者によりこの規定がどのように解釈されたのか、そして、民法典の規定にどのような問題が生じたのかという点について検討する。

30) V. Vaipan・前掲（注 29）76 頁。

31) K. Trukhanov・前掲（注 27）。

32) Ju. Blinova・前掲（注 23）105 頁。

33) Ju. Blinova・前掲（注 23）105 頁。

A) A. Asoskov の見解

A. Asoskov (2013) は、「法人格否認の抵触法的規制」という論文において、主にドイツの学説に触れながら、法人格否認の法理の準拠法について、次のように論じている。

最初に、A. Asoskov は、実質法における法人格否認の法理を次のように類型化している³⁴⁾。類型1は、「真の法人格否認」の類型 (echte Durchgriffshaftung) であり、過少資本や財産混同又は法人格の濫用といった場合を含む。この類型の特徴は、構成員の責任が、資金調達のような会社法上の問題と関連していることである。類型2は、「偽の法人格否認」の類型 (unechte Durchgriffshaftung) であり、構成員が会社法上の義務に違反する行為を行った場合を含む。例えば、親会社の子会社に対する行為の規制といった会社法上の問題がこの類型に含まれる。類型3は、「偽の法人格否認」の一類型 (unechte Durchgriffshaftung) であり、類型2と異なる点は、会社法上の規定が問題となるのではなく、会社債務から生じる構成員の責任を肯定するために、契約法上または不法行為上の義務の違反が問題となる。類型4は、「追加的な法人格否認」の類型 (Zurechnungsdurchgriff) であり、法人の性質、知識または行為について構成員の責任が肯定されるよう場合である (パレクス銀行事件がこの類型に入る)³⁵⁾。

その上で、類型1と類型2を「適切な意味での法人格否認」と呼び、これらの類型は会社法上の特徴を有し、会社法上の関係から生じるため、法人の従属法の方が適切であると、A. Asoskov は主張する³⁶⁾。その根拠として、A. Asoskov は、債権者を平等に扱う必要があることや債権者にとって法人の従属法が予測可能であることなどを挙げている。また、法人格否認の法理は、社員の有限責任の原則の例外であり、例外も原則と同一の法に照らして判断されるべきだとも述べている³⁷⁾。

一方、法人が外国法に基づいて設立されたものの、実際には、別の国で営

34) Асосков А.В. Коллизионное регулирование снятия корпоративных покровов. Вестник гражданского права», 2013, N 5. С. 134 (A. Asoskov 「法人格否認の抵触的規制」 Vestnik grajdanskogo prava, 5号 [2013] 134頁)。

35) A. Asoskov は、類型1及び類型2について詳しく説明をしているが、類型3及び類型4について、その議論を十分に展開していない。そのため、A. Asoskov が、類型3及び類型4において、具体的にどのような問題を想定しているかは明らかではない (A. Asoskov・前掲 [注34] 135頁)。

36) A. Asoskov・前掲 (注34) 135頁。

37) 以上、A. Asoskov・前掲 (注34) 136頁以下。

業活動を行う場合には、法人の従属法の適用は適切ではない、と A. Asoskov は述べている³⁸⁾。そのため、法的安定性と予見可能性を考えれば、民法典 1202 条 4 項のように、正式に準拠法選択の規定として、法人の従属法と、債権者の保護のための中心的活動地法の適用がふさわしいのである³⁹⁾。

類型 3 と類型 4 は、契約や不法行為のような個別的法律関係と結びついているので、当該法律関係を規律する法が準拠法になるべきである⁴⁰⁾。

以上から、A. Asoskov によれば、法人格否認の法理が主張される場合、類型 1 及び類型 2 の問題には民法典 1202 条 2 項 9 号と 4 項が適用され、類型 3 及び類型 4 の問題には当該法律関係の準拠法が適用されるべきである。

A. Asoskov は、法人格否認の法理が様々な問題を包含するため、同法理を実質法において場合分けし、その問題の性質を確定した上で、準拠法選択を行うのが合理的であり、法人格否認の法理の準拠法を決定する際、適切な考え方であるとする。また、A. Asoskov は、類型 1 及び類型 2 についてのみ具体的な検討を行い、その準拠法について結論を示している。

だが、類型 3 及び類型 4 に関する実質法の検討を A. Asoskov は明らかにはしておらず、その準拠法選択に関する指摘の根拠も必ずしも説得的であるようには思われない。また、民法典 1202 条 2 項 9 号の立法改正の主導者であった A. Asoskov は、民法典において類型 1 及び類型 2 に適する規定を提言したものの、類型 3 及び類型 4 に関して提言しなかったため、立法改正もなされず、また、最高裁判所の総裁決定における解説も現在まで見当たらないという結果となっている。

また、民法典 1202 条 4 項は、A. Asoskov によれば債権者保護のために制定されたものであり、外国法人の中心的活動地がロシアにある場合、ロシア法の適用を規定する。だが、民法典 1202 条 4 項における条文の文言は、外国法人の中心的活動地としてのロシア法だけではなく、法廷地法としてのロシア法の解釈をも可能にするものであり、A. Asoskov 自身が想定していたものとは異なっている。

このように、A. Asoskov の見解が立法に十分に反映されなかったため、

38) A. Asoskov・前掲（注 34）138 頁。

39) A. Asoskov・前掲（注 34）141 頁。民法典 1202 条 4 項の規定は、「ロシア法」となっているが、ロシア法は「法廷地法」の意味ではなく、「中心的活動地の法」を持つと指摘される。

40) A. Asoskov・前掲（注 34）135 頁。

法人格否認の準拠法に関する民法典の規定の解釈は、以下の通り、論者により異なる結果となった。

B) 民法典における解釈の問題

T. Podshivalov (2015) は、「法人格否認の法理の適用の抵触法的局面」という論文において、法人格否認の法理の準拠法を決めるにあたって、4つの準拠法選択の可能性について議論している。彼は、A. Asoskov と異なり、法人格否認の実質法における場合分けの検討をせずに、準拠法選択について議論している。すなわち、法人格否認法理が性質の異なる問題を含んでいるということを考慮せずに、単一の準拠法を一律に法人格否認全ての問題に適用させようとする意識が見える。

T. Podshivalov は、準拠法選択において次の4つの方法を提供している⁴¹⁾。第1に、法人格否認の法理を法人の従属法に照らして判断するという方法である。第2に、債務者の行為の責任を負う（債務者を形式的または実質的に管理する、究極の受益者である）者の本国法（従属法）に照らして判断するという方法である。第3に、法人格否認の可否を、公の秩序を保つという根拠で、法廷地法に照らして判断する方法である。第4に、カナダの裁判所が下した判決を例とした、不法行為地法に照らして判断するという方法である。

そして、上述の4つの方法の中で、法人の従属法が使用されるのが合理的であると彼は述べている⁴²⁾。また、柔軟な対応を図るため、法人の従属法以外に（A. Asoskov のように中心的活動地の法ではなく）法廷地法の適用を可能とするロシア民法典 1202 条 4 項の規定は正当であるとしている⁴³⁾。

上記のように、T. Podshivalov は、法人格否認の法理に関する議論において、いくつかの連結点を示し、そのなかから一つを選択するという態度

41) Т.П. Подшивалов. Коллизионный аспект применения доктрины «снятия корпоративной вуали». *Международное публичное и частное право*, 2015. Том 4. С. 21 (T. Podshivalov 「法人格否認の法理の適用の抵触法的局面」 *Mejdunarodnoye publichnoye i chastnoye pravo*, 4号 [2015] 21頁以下)。この方法は、アメリカ、イギリスおよびカナダで広く用いられていると T. Podshivalov は述べている。

42) T. Podshivalov ・前掲（注41）23頁。T. Podshivalov は、「Protection of Property Rights Based On the Doctrine of Piercing the Corporate Veil in the Russian Case Law,」 *Russian Law Journal* 6, No. 2. (2018) p 66 - 69 においても、本稿と同様の見解を示している。

43) T. Podshivalov ・前掲（注41）23頁。

を示している。これは、A. Asoskov が述べている、法人格否認の法理が主張される法律関係は様々であるという重要な点を無視しているようにみえる。例えば、T. Podshivalov は、上述のように、「不法行為地法に照らして判断するという方法がある」が、この方法は「不法行為に基づく請求についてのみ使用される」とし、適切ではないと述べている。したがって、T. Podshivalov の見解からすれば、法人格否認の法理の準拠法は、法人の従属法と法廷地法との何れかによるのである。但し、T. Podshivalov は、そもそも法人の従属法という問題をどのように解決すべきかという点について触れていない。

Ju. Blinova は、法人格否認の法理の準拠法について具体的な議論を行っていないが、そこでの指摘は重要である。すなわち、Ju. Blinova は、法人の従属法の適用範囲を定めている民法典 1202 条 2 項は強行法規であるため、同条が定めている項目について他の準拠法選択は不可能であると述べているのである⁴⁴⁾。言い換えれば、現在のロシア民法典において、法人格否認の法理を法人の従属法の適用範囲であると定めたことが、他の準拠法選択を不可能にしたのである。

この点は、上述した A. Asoskov の議論を踏まえて考察すると、次のようになる。A. Asoskov が類型 1 及び類型 2 を想定し、提言した 1202 条 2 項 9 号は、実質的に彼が想定していない類型 3 及び類型 4 にまで及ぶ。というのも、第 1 章 2 節において概観したロシア最高裁判所の 2019 年 7 月 9 日の総裁決定は、「民法典 1202 条 2 項における法人の従属法の適用範囲に関する規定は強行法規である」と定めているからである。すなわち、国際民事紛争において法人格否認の法理の準拠法が争われた場合、ロシア民法典 1202 条 2 項 9 号及び同条 4 項の下で、法人の従属法及び法廷地法という選択だけが残るのである。

以上から、法人格否認の準拠法選択に関する立法及び学説について、以下のような問題点が指摘できる。

第一に、A. Asoskov は、民法典改正の主導者であったため、民法典にお

44) Ju. Blinova は、民法典 1214 条のもとで株主間契約に適用される準拠法は当事者間の合意で決められるとなっているが、民法典 1202 条 2 項の項目は強行法規であるため、実際に株主間契約についても合意によって準拠法を選ぶことはできないと述べている (Ju. Blinova・前掲 [注 23] 105 頁)。

いて、「法人格否認の抵触法的規制」の論文で論じた類型1と類型2だけではなく、類型3と類型4についても準拠法選択を立法に反映させるべきであったと言える。というのも、民法典1202条2項が強行法規であると総裁決定において性質された結果、法人格否認の法理の準拠法として法人の従属法以外の適用が不可能となったからである。

第二に、A. Asoskovは、民法典1202条4項が、債権者の保護のため中心的活動地の法の適用を可能にすると指摘している。しかし、上述のように、条文の文言上、法廷地法としてのロシア法の適用が可能になっているのである。

3. 小括

上述のように、ロシアでは、最高経済裁判所により法人格否認の法理の適用が認められ、学説において同法理に関する国際裁判管轄及び準拠法選択の問題が検討されている。

国際裁判管轄については、バレクス銀行事件において最高経済裁判所の判決により、正式登録されていない機関もまた支店・事務所として国際裁判管轄の対象となるとされた点は重要である。同判決によって、法人格が異なっても、被告らの法人格が実質的に統一されている場合、ロシアの裁判所に服させることが可能となった。

これに対し、学説上、同法理に関する準拠法選択は、主として法人の従属法及び法廷地法との間で限定的に論じられている。とりわけA. Asoskovにより、ドイツ学説を参考として、実質法における類型化から準拠法選択に関する議論が行われたが、制定された民法典1202条2項9号と4項は、法人格否認の準拠法選択として契約準拠法や不法行為地法の適用可能性を考慮に入れていないと考えられる。

以上のようなロシアの裁判例及び学説における問題点を意識しながら、次に、日本法における法人格否認に関する国際裁判管轄及び準拠法選択を巡る議論について検討する。

